

公開型見積合わせ説明書

1	件名	消防学校トレーニングウェア等一式の購入		
2	発注者	奈良県消防学校 教育訓練協議会長		
3	購入する物品	品目・規格・数量	別紙仕様書のとおり	
		採寸・納入場所	別紙仕様書のとおり	
		納入期限	各発注後1ヶ月以内	
		契約期間	契約締結日～令和7年11月21日	
		発注者の連絡先	〒633-0241 奈良県宇陀市榛原下井足17-2 奈良県消防学校 電話 0745-82-3153 FAX 0745-82-5521 ホームページ <a href="http://www.pref.nara.jp/">http://www.pref.nara.jp/</a>	
		担当者	西前・北川	
4	参加資格	<p>次に掲げる①から④のいずれにも該当する者が参加できます。</p> <p>① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>② 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目D3「運動用具、レジャー用品」に登録している者</p> <p>③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者</p> <p>④ 過去2年以内に、国又は地方公共団体と被服についての契約を締結し、これらを誠実に履行した実績を有する者</p>		
5	同等品について	同等品不可		
6	公開型見積合わせの日程	手続き等	期間・期日	場所・方法
		参加申込書の提出	提出書類 ※ 様式は別添 参加申込書等（必須） 令和7年2月13日（木） 15時00分 まで	持参、郵送又はFAXにより提出（必着）  ※押印不要・担当者等の連絡先記載必須
		参加資格の確認通知	令和7年2月20日（木） 17時00分 まで	FAXにより回答
		質問	令和7年2月26日（水） 13時00分 まで ※ただし、土日祝日除く9:00-17:00	FAXにより質問 ※送信後、電話連絡必須
		質問に対する回答	令和7年3月5日（水） 17時00分 まで ※ただし、土日祝日除く9:00-17:00	FAXにより回答 ※質疑があった場合のみ
		見積書の提出	参加資格通知があった日から 令和7年3月12日（水） 15時00分 まで	持参、郵送により提出（必着） ※押印（登録印）必要
		見積書の開封	令和7年3月12日（水） 予定 ※参加資格者全てから見積書が提出された場合、早めに開封する場合があります。	奈良県消防学校教育訓練協議会（奈良県消防学校）で開封
7	見積単位及び契約業者決定の方法等	<p>○ 参加資格通知を受けた者については、下記の要件を満たす見積書を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーニングウェア等一式の各4点について、1枚の見積書で<b>それぞれの単価</b>（消費税を含まない金額）を見積もってください。併せて、各4点の1枚(個)あたりの<b>単価総額</b>を記載し、それぞれの単価と単価総額とが整合するように正しく記載してください。 なお納入等に係る諸経費があれば一切を含めてください。</li> <li>・ さらに消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「見積金額」という。）を記載してください。</li> <li>・ 見積った日付、見積者の会社名及び代表者の住所及び氏名を記載のうえ、奈良県に登録している登録印を押印してください。</li> <li>・ <b>見積書の宛名は「奈良県消防学校教育訓練協議会長」として</b>ください。</li> </ul> <p>○ 単価総額で競争するものとし、最低の見積金額を提示した者を決定業者として、契約を締結します。</p>		
8	見積書の無効	<p>次に掲げるいずれかに該当する見積書は、無効とします。</p> <p>① 参加資格のない者の見積書</p> <p>② 7に定める要件を満たさない見積書</p> <p>③ 重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない見積書</p> <p>④ 見積金額を加除訂正した見積書</p> <p>⑤ 同一者による内容の異なる複数の見積書</p> <p>⑥ 公正な調達を害する行為があったと認められた者による見積書</p> <p>⑦ その他、調達に関する条件に違反した者による見積書</p>		

9 契約書作成の要否	必要（単価契約）
10 契約の不締結	<p>業者決定後、契約締結までの間に決定業者について、次のいずれかに該当する事由が認められるときは、契約を締結しないものとします。</p> <p>① 決定業者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）]であるとき。</p> <p>② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>③ 決定業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。</p> <p>④ 決定業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>⑤ 決定業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>⑥ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下、「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県消防学校教育訓練協議会（以下、「本協議会」という。）が当該下請契約等の解除、又は締結しないことを求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。</p>
11 契約の解除	<p>契約締結後、契約書に定めるもののほか、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第25条に該当する場合は、契約を解除する場合があります。この場合、同規則第25条により損害賠償を求めます。</p> <p>そのほか、10の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なく本協議会に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは契約を解除することがあります。この場合、契約業者は損害賠償金を納付しなければなりません。</p>
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出した見積書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</li> <li>・ 見積合わせの結果は、決定業者のみ電話で連絡します。</li> <li>・ 最低の見積価格を提示した者が2者以上の場合は、「くじ」により業者を決定します。</li> <li>・ 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出がなかった場合は、改めて見積依頼を行う場合があります。</li> <li>・ 落札後、決定業者は速やかに本協議会（庶務：奈良県消防学校）と打ち合わせを行ってください。</li> <li>・ この物品購入は、令和7年度予算成立を条件とします。</li> </ul>